委

号外第百七号

平成十五年 十一月二十九日

目 次

人事委員会

項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員 正する規則. 規則の一部を改正する規則....... する規則... の一部を改正する規則..... 期末手当及び期末特別手当に関する特例措置) 任期付研究員の期末手当に関する特例措置) の給料の切替え等) 人事委員会規則七 三九 人事委員会規則七(六二 (初任給調整手当) の一部を改正 人事委員会規則七 人事委員会規則七 一九 (給料の調整額) の一部を改正す 人事委員会規則七 一八五 (平成十五年十二月に支給する 人事委員会規則七(一八三(平成十五年改正条例附則第二 人事委員会規則七 人事委員会規則七 一八四 (平成十五年十二月に支給する | | | (特地勤務手当等) 六七 (管理職手当) (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する の一部を改 (グルー プ) …(任用・給与) 同 同 同 同 同 同 同 \_ :: <u>`</u> · : : : ┵ 七 六 껃 <u>-</u>

> 給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等) をここに公布する 人事委員会規則七 一八三 (平成十五年改正条例附則第二項の規定による最高の号

平成十五年十一月二十九日

青絲県人事委員会委員長

増

田

孝

介

人事委員会規則七 一八三

下

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されること 一月青森県条例第七十一号) 附則第二項の規定に基づき、この規則の施行の日 (以 (趣旨) 「施行日」という。) の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を 平成十五年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受 ける職員の給料の切替え等 (平成十五年十

(給料月額の切替え)

となる期間について定めるものとする。

定める職務の級における最高の号給を超える給料月額 (給与条例別表第四イの備考 例第三十七号。以下「給与条例」という。) 別表第一から別表第六までの給料表に 料月額 (以下「新給料月額」という。) は、 いものとした場合の給料月額。 □又は口の備考□の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がな 施行日の前日において職員の給与に関する条例 (昭和二十六年七月青森県条 以下同じ。) を受けていた職員の施行日における給 次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における給料月額 (以下「旧給料月額」という。

施行日の前日におけるその者の属する職務の級に おける最高の号給の額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

期間の通算

第三条 改正する条例 (平成十二年十二月青森県条例第百七十一号) 附則第四項及び第五項 最初の給与条例第四条第八項ただし書の規定又は職員の給与に関する条例の一部を 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における

間に通算する。 める職員にあっては、人事委員会の定める期間) をその者の新給料月額を受ける期の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間 (人事委員会の定

### 削

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

に関する特例措置)をここに公布する。 人事委員会規則七 一八四 (平成十五年十二月に支給する任期付研究員の期末手当

平成十五年十一月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝

介

2

五

# 人事委員会規則七 一八四

(壓当) 平成十五年十二月に支給する任期付研究員の期末手当に関する特例措置

県

森

青

報

に関し必要な事項を定めるものとする。 び第三項の規定に基づき、平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置成十五年十一月青森県条例第六十七号。以下「改正条例」という。) 附則第二項及第一条 この規則は、任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第二項第一号の月数の算定)

聞とする。 第二条 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期

# 一 職員として在職しなかった期間

三年法律第百十号) 第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。) 又はいう。) 、育児休業期間 (地方公務員の育児休業等に関する法律(平成る許可を受けていた期間をいう。)、派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月青森県条例第四号)第派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月青森県条例第四号)第項の規定により休職期間(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する、(職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二二 休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二

料の全額を支給された期間を除く。) をいう。) 二月青森県条例第六十九号) 第二条第一項の規定により派遣されていた期間 (給公益法人等派遣期間 (公益法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成十三年十

- 職にされていた期間をいう。) 停職期間 (地方公務員法第二十九条第一項、第二項又は第三項の規定により停
- 五条第三項の規定により給与を減額された期間職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成七年七月青森県条例第十六号) 第十職員の育児休業等に関する条例 (平成四年三月青森県条例第五号) 第十条又は

兀

- の規定により給与を減額された期間 職員の給与に関する条例 (昭和二十六年七月青森県条例第三十七号) 第十二条
- の数とする。 この規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める数は、平成十五年四月から
- 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間のある月
- 基礎額」という。) に満たないものする合計額に百分の一・「七を乗じて得た額 (次条において「附則第二項第一号あって、その月について支給された給料の額が改正条例附則第二項第一号に規定二 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月 (前号に該当する月を除く。) で

### (端数計算)

(維則) - 「維則) - 「推則) - 「神則) - 「神則) - 「神則) - 「神別第二項第一号基礎額又は改正条例附則第二項第二号に掲げる額に一円未第三条 - 附則第二項第一号基礎額又は改正条例附則第二項第二号に掲げる額に一円未

第四条(この規則に定めるもののほか、平成十五年十二月に支給する期末手当に関す

人事委員会が定める。

### 附則

る特例措置の実施に関し必要な事項は、

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

当に関する特例措置) をここに公布する。 人事委員会規則七 一八五 (平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手

平成十五年十一月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

# 人事委員会規則七 一八五

平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成十五年十 関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。 月青森県条例第七十一号。 |八項の規定に基づき、平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に 以下「改正条例」という。) 附則第五項、 第六項及び

(改正条例附則第五項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

掲げる者となり、 から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に 後段又は第二十一条第五項の規定の適用を受けたものにあっては、当該退職した日) 前の給与条例第十九条第一項後段、第十九条の四第一項後段、 期末手当及び勤勉手当又は期末特別手当について改正条例第一条の規定による改正 又は第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失 七号。 により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。) 以外の職員と となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等 規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十 末手当及び勤勉手当又は期末特別手当を支給された職員のうち、同月一日から同年 十二月一日 (同月に支給する期末手当又は期末特別手当について改正条例第一条の (同年六月一日 (同日前一箇月以内に退職した職員であって、同月に支給された 又は死亡した日。以下「基準日」という。) までの期間引き続き在職した職 以下「給与条例」という。) 第十九条第一項後段、第十九条の五第一項後段 改正条例附則第五項の人事委員会規則で定める職員は、平成十五年六月に期 引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員 第十九条の五第一項

特別職の職員の給与に関する条例 一条第一号から第五号までに掲げる特別職の職員 (昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)

## 教育長

県条例第八十三号)の適用を受ける職員 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和四十一年十二月青森

兀 年四月青森県条例第五号)の適用を受ける職員 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和二十八

### 七六五 公社、 公庫等の職員

# 国又は他の地方公共団体の職員

十九号。 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六 以下「公益法人等派遣条例」という。) 第十二条第一号に規定する退職

となる日の特例 (新たに職員となった者の改正条例附則第五項第一号の給料等の月額の算定の基準

第三条 月一日から基準日までの期間において、 交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。 て職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事 各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成十五年四 職員から人事交流等により引き続いて前条 引き続い

る者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。) の から基準日までの期間における新たに職員となった日 (当該期間において、職員が 人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げ 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成十五年四月二日

2

うち最も遅い日とする。 (在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第五項第一号の月数の算定)

第四条(改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期

間とする。

以外のものを含み、 掲げる者として勤務した後、 して勤務した期間 (同項において「特別職の職員等期間」という。) を除く。) た者から人事交流等により引き続き職員となった場合における新たに職員となっ でに掲げる者 う。) の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一号から第四号ま た場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間 職した期間であって、平成十五年四月一日から基準日までの間において、 た月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち特別職の職員等と 人事交流等により引き続いて第二条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に 職員として在職しなかった期間 (基準日まで引き続いて在職した期間以外の在 休職期間 (地方公務員法 (以下この号及び次条において「特別職の職員等」という。) であっ 同月からこの規則の施行の日 (次項において「施行日」とい (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十八条第二 引き続いて職員となり、 基準日まで引き続き在職し

額を支給された期間を除く。) をいう。) 第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。) 又は公益法人等派遣期間 育児休業期間 により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、 処遇等に関する条例 た期間をいう。)、派遣期間 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の 和二十四年法律第一号)第二十条の五第一項に規定する大学院修学休業をしてい る許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間 (教育公務員特例法 いう。)、専従休職期間 項の規定により休職されていた期間 (給料の全額を支給された期間を除く。) を (公益法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間 (給料の全 (地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百十号) (昭和六十三年三月青森県条例第四号) 第二条第一項の規定 (地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定す (昭

職にされていた期間をいう。) 停職期間 (地方公務員法第二十九条第一項、第二項又は第三項の規定により停

兀 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成七年七月青森県条例第十六号) 第十 五条第三項の規定により給与を減額された期間 職員の育児休業等に関する条例 (平成四年三月青森県条例第五号) 第十条又は

給与条例第十二条の規定により給与を減額された期間

2 施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める数は、平成十五年四月から あっては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。) のある 前項第一号、 第二号又は第四号に掲げる期間(特別職の職員等期間のある月に

青

同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。) のある月 (前号に 改正条例附則第五項第一号に規定する合計額に百分の一・ 職員等期間のある月にあっては、 該当する月を除く。) であって、 前項第三号又は第五号に掲げる期間(特別職の職員等期間のある月にあっては、 (第六条において「附則第五項第一号基礎額」という。) に満たないもの 給料及びこれに相当する給与の額の合計額) が その月について支給された給料の額 七を乗じて得た額 (特別職の

第五項の人事委員会規則で定める者は、 特別職の職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例) 改正条例附則第六項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則 特別職の職員等とする。

2 改正条例附則第六項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに

職員となった者とする。

3

する日とみなす。 額とする。この場合においては、 又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する を考慮して人事委員会規則で定める額は、 き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当 改正条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第五項の権衡 特別職の職員等であった者が人事交流等により引 特別職の職員等に係る給与に関する条例

第

六条 満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 附則第五項第一号基礎額又は改正条例附則第五項第二号に掲げる額に一円未

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、平成十五年十二月に支給する期末手当及び期 末特別手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する

人事委員会規則七 一九 (給料の調整額) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十九日

青林県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一 九 (給料の調整額) の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九 (給料の調整額) の一部を次のように改正する。

別表第二 調整基本額表 (第二条関係

別表第二を次のように改める。

行政職給料表

1 級	職務(
	務
級	
災	$\sim$
	の級
	~
5,10	
田 田	
	<u> </u>
	概
	l'iA
	曲
	K
	公里
	5,100円

7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	職務の級
12,300円	11,900円	11,200円	10,600円。ただし、	9,800円。ただし、 9,661円	9,000円。ただし、 8,478円、	8,200円。ただし、 7,668円、	霊
			ただし、1号給10,395円	2 号給 8,932円、3 号給 9,297円、4 号給	2 号給 7,744円、 5 号給 8,923円	、2号給 7,051円、 、5号給 7,983円	整基
				3号給	3 号給		₩
				9,297円、	8,068円、4号給	3 号給 7,348円、4 号給	<b>京</b>
				4号給	4号給	4号給	<b>ж</b>

7	
警察職給	
料表	

11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級
15,400円	13,600円	12,900円	11,900円	11,300円	10,800円	10,200円	9,800円	8,500円。ただし、 1号給 8,298円

4 教育職給料表(三)

4

災

13,700円

ω

災

刊 (条例別表第四口の備考□に定める職員にあつては、12,500円) ただし、1号給12,150円 (同表口の備考□に定める職員にあつては、12,500円)

12,300円

2

災

11,600円。ただし、 8,109円、 9,225円、 10,408円、1

、2号給7,330円、5号給8,599円、8号給8,558円、11号給10,926円、

、3号給7,704円、 、6号給8,910円、 9号給9,913円、 、12号給11,448円

郤郤郤

Η
教育職給料表(
ٺ

顕

貉

9

缆

빫

點

娂

K

誻

災

8,400円。ただし、 7,236円、

52 引 紹 紹 紹

1 6,633円、 1 7,591円、

6,912円、7,996円

4 巾

					_		
4	ω	2	1	職務	ウ 数	10	9
級	級	級	級	の級	教育職給料表(-)	級	級
14,100円	12,700円	11,700円。	9,300円。	蘁	料表(一)	14,000円	13,200円
	(条例別表第四イの備考⇔に定める職員にあつては、 13,000円)	ただし、 9,225円、 10,408円、	ただし、 7,236円、 8,446円、	F-15434			
	第四イの	W(117)	2 5 5 5 5 6 6 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	幣			
	)備考(二)[	2 号給 8,599円、 5 号給 9,558円、 3 号給10,926円、	6,633円、 7,591円、 8,743円、	脚			
	こ定める	3 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	3 6 9 9 6 8 8 8 8 8 8 8 8	₩			
	職員にあ	3 号絡 8,910日、5 号絡 9,913日、5 号絡 9,913日、9 号絡11,448日	6,912円、 7,996円、 9,045円	容			
	ゴンク	7 4 号令 给答	4 7 号 給 給	Ж			
							1

10 級	9 級	8 級
14,000円	13,200円	12,800円

\_

災

6,100円

2

缎

8,000円。

ただし、2号給 7,947円

ω

災

9,600円。ただし、1号給 9,243円、2号給 9,562円

#

医療職給料表(二)

顕

貉

の級

빪

整

葓

K

醠

4 級	3 級	2 級	1 級	職務の級	力 医療職給料表(-)	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	職務の級
16,600円	15,400円	13,800円。ただし、1号給13,311円	11,100円。ただし、2号給10,615円、	当路	合料表()	16,200円	13,500円。ただし、1 号給12,852円	12,600円。ただし、1号給11,371円、 12,523円	11,100円。ただし、2号給9,126円、9,922円、5号給10,350円、	9,400円。ただし、2 号給 7,236円、 8,046円、5 号給 8,532円、 9,207円	調整基
			3 号給11,061円	本額				2号給11,952円、3号給	3 号給 9,522円、4 号給 6 号給10,773円	3 号給 7,591円、4 号給 6 号給 8,878円、7 号給	本額

4 級	3 級	2 級	1 級	職務の級	ク 医療職給料表(三)	7 級	6 級	5 級	4 級
10,600円	10,300円。ただし、1号給 9,940円、2号給10,251円	9,900円。ただし、2 号給 8,050円、3 号給 8,428円、4 号給 8,847円、5 号給 9,103円、6 号給 9,369円、7 号給 9,634円	8,100円。ただし、2 号給 6,840円、3 号給 7,092円、4 号給 7,353円、5 号給 7,632円、6 号給 8,001円	調整基本額	3料表(三)	13,000円	12,000円	11,200円	10,200円

附 則 7

災

13,400円

5

災

11,000円

6

災

12,400円

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

平成十五年十一月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

施行期日

附

則

1

この規則は、

平成十五年十二月一日から施行する。

則 人事委員会規則七 三九 (初任給、 昇格、 昇給等の基準) の 一部を改正する規

2項職員

円 50,200

50,200

50,200

50,200

50,200

50,200

48,400

46.600

44,800

43,000

41,200

39,400

37,600

35,800

34,400

33,000

31,600

30,200

28,800

27,400

26,000 25,400 24,800

23,900

23,200

22,600

22,000

21,400

20,700

20,400

20,000

19,300

18,500

17,600

16,900

種

円 100,400

100,400

100,400

100,400

100,400

100,400

100,400

100,400

100,400

100,400

100,400

100,400

100,400

100,400

100,400

100,400

98,800

97,200

95,600

94,000

92,400

89,100

85,400

82,100

78,400

75,100

70,200

65,700

61,200

56,300

51,600

46,500

41,900

33,800

26,500

する。 人事委員会規則七 三九 (初任給、 昇格、 昇給等の基準) の 一部を次のように改正

別表第七の 中

医 教育職給料表 療職給料 表  $(\Box)$  $(\Xi)$ = 号給 号給

を

教育 職給料

表

ľ

員

4

種

円 159,600

159,600

159,600

159,600

159,600

159,600

159,600

159,600

159,600

159,600

159,600

159,600

159,600

159,600

159,600

159,600

157,000

154,400

151,800

149,200

146,600

141,000

135,600

130,000

124,700

119,200

111,400

103,500

95,600

87,800

79,200

70,800

62,100

49,400

37,500

職

種

円 216,700

216,700

216,700

216,700

216,700

216,700

216,700 216,700

216,700

216,700

216,700

216,700

216,700

216,700

216,700

216,700

213,400

210,100

206,800

203,500

200,200

192,900

185,300

178,300

170,800

163,600

152,400

141,800

130,900

119,800

108,200

96,400

84,900

65,400

〇号給

を

医 療

に改める。

号給

項

3

1

種

円 269,300

269,300

269,300

269,300

269,300

269,300

269,300 269,300

269.300

269,300

269,300

269,300

269,300

269,300

269,300

269,300

265,300

261,300

257,300

253,300

249,300

239,300

229,200

219,400

209,400

199,400

185,700

172,200

158,700

145,000

130,000

115,000

100,200

75,400

種

円 307,900

307,900

307,900

307,900

307,900

307,900

307,900

307.900

307,900

307,900

307,900

307,900

307,900

307,900

307,900

307,900

303,500

299,100

294,700

290,300

285,900

273,900

261.700

249,800

237,800

225,700

210,600

195,700

180,700

165,500

148,100

130,600

113,400

82,900

55,000

 $(\Box)$ 

織給料 表

第 |十三条又は第| 一十四条の規定を適用する いたものとみなしてこの規則による改正後の人事委員会規則七

三九

(初任給

職員の区分

期間の区分

年 未

1年以上2年未満

2年以上2年未満 3年以上3年未満 4年以上5年未満 5年以上6年未満 6年以上7年未満 7年以上8年未満 8年以上9年未満 9年以上10年末

10年以上11年未満

11年以上12年未満

12年以上13年未満 13年以上14年未満

15年以上16年未満 16年以上17年未満

17年以上18年未満

18年以上19年未満

19年以上20年未満 20年以上21年未満 21年以上22年未満 22年以上23年未満 23年以上24年未満 24年以上25年未満

25年以上26年未満

26年以上27年未満

27年以上28年未満

28年以上29年未満

29年以上30年未満

30年以上31年未満

31年以上32年未満

32年以上33年未満

33年以上34年未満

34年以上35年未満

14年以上15年未

ものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受け

青

7

昇格、

昇給等の基準)

2

(施行日における昇格又は降格の特例

この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、

当該昇格又は降格がな

人事委員会規則七 六 (初任給調整手当) の 一部を改正する規則をここに公布す

平成十五年十一月二十九日

ಕ್ಕ

青絲県人事委員会委員長 増 田 孝

介

附

則

人事委員会規則七 六二 (初任給調整手当) <u>の</u> 部を改正する規則

人事委員会規則七 六二 (初任給調整手当) の 一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

この規則は、 人事委員会規則七 平成十五年十二 六七 (管理職手当) 戸 一日から施行する。

則をここに公布する。 の 一部を改正する規則の 部を改正する規

平成十五年十一月二十九日

青林県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) <u>の</u> 部を改正する規則 の 部を改正

る規則

附則第二項中「平成十五年一月一日」を「平成十五年十二月一日」 に改める。

この規則は、 平成十五年十二月一日から施行する

する。 人事委員会規則七 (特地勤務手当等) の一部を改正する規則をここに公布

平成十五年十一月二十九日

青絑県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一部を改正する規則

という。) の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額) 」を削り、同条 に次の一項を加える。 与に関する条例の一部を改正する条例 (平成十四年十二月青森県条例第九十二号) 第 ある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について職員の給 条の規定による改正後の条例 (第四条第二項において「平成十四年改正後の条例」 第三条第二項中「 (同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間に 人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

青

森

県

報

ところによる。 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定める

定によるものとした場合の」 例第九十二号) の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規 いて職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成十四年十二月青森県条 ある職員 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間に 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当につ

第七十一号) の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定 によるものとした場合の」とする。 て職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成十五年十一月青森県条例 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にあ 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当につい

> 十四年改正後の条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を削 職員にあつては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成 動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある 第四条第二項中「定める日」の下に っ 次項において同じ。」を加え、「 (当該異 同条に次の一項を加える

ところによる。 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定める

のは、 る条例 (平成十四年十二月青森県条例第九十二号) の施行の日における同条例第 条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。 日から同年十二月三十一日までの間にある職員 条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十四年四月 「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正す 前項中「受けていた」 とある

条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。 条例 (平成十五年十一月青森県条例第七十一号) の施行の日における同条例第 日から同年十一月三十日までの間にある職員 条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十五年四月 「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する 前項中「受けていた」とあるの

附 則

この規則は、 平成十五年十二月一日から施行する。

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市古川二丁目一七番五号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一 毎週月・水・金曜日発行

銭